

農地は地域の大切な資源です。

かけがえのない

農地の保全にご協力を

私たちが毎日食べるお米や野菜など、食物のほとんどは農地から生産された賜物です。農地は農業者にとって大切な財産であるとともに、国土や環境の維持・保全からも欠くことのできない地域の資源といえます。

近年、耕作されないで荒廃する農地「耕作放棄地」が全国的な広がりを見せています。2005年の農林業センサスでは、全国に約38万ha、埼玉県ほどの耕作放棄地があることが確認されています。

耕作放棄地の解消に

ご協力ください

耕作放棄地とは「農地であるが過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の後も耕作する見込みのない土地」をいいます。

耕作放棄地ができると雑草・雑木が繁茂し、病害虫発生の温床となります。また、有害鳥獣の住みかともなり、周辺農地にも様々な悪影響を及ぼします。さら

には産業廃棄物の不法投棄場所やボヤ・火災の発生箇所にもなるなど、農業のみならず地域環境への影響は計りしれません。

「農地は荒らさず耕作する」ことが大原則です。自分の所有する農地の定期的な草刈や監視を行うとともに、自ら耕作できなくなつた場合は、認定農家など地域の担い手への利用集積を計りましょう。耕作放棄地解消に向けた皆さまのご理解とご協力をお願いします。



農地の無断転用は

違反行為です！

農地を農地以外の目的で使う場合は、農地法で農地転用の申請をすることが義務付けられています。例えば田畑に家屋を建てたり、駐車場や資材置場にする場合などは、転用申請に基づく千葉県知事の許可が必要となります。さらに許可後、転用計画に基づく事業が適正に行われないと、最終的な地目変更の登記ができません。

農地を無断で農地以外の用途に使った場合、違反転用行為となり、罰則規定も設けられておりますのでご注意ください。

お問い合わせ 農業委員
会 ☎ 72 2 1 1 4

国が支える、大きな安心“担い手積立年金” 農業者年金でゆとりある老後を

農家の皆さんへ、あなたの老後生活への備えは十分ですか？老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！平成14年に新制度に移行した農業者年金も今年で8年目、メリットいっぱいの制度に是非ご加入ください！！

- ① 国民年金の第1号被保険者（自営業の方）で、60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。
- ② 積立方式で年金額は加入者・受給者の数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。
- ③ 月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせた保険料を自由に選択できます。
- ④ 認定農業者の方には、年齢により保険料の手厚い国庫補助があります。
- ⑤ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。支払われる年金にも公的年金控除が適用されます。
- ⑥ 途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金が受けられ、加入者、受給者の方が80歳までに死亡された場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

○加入の申し込みやご相談については、(独)農業者年金基金企画調整室(☎03-3502-3942)、または町農業委員会(☎②2114)、JAかとり神崎支店(☎②2131)までお問い合わせください。